

# アメリカにおける学生経済支援の新潮流 〜教育減税と529プラン〜

犬塚 典子  
（九州大学 高等研究機構 特任准教授）

「ケリー・ステイブンス（二九歳）は、二つの学位、背負いきれない教育ローン（college debt）」一つの仕事をもっている。仕事は、コメディ・シアターのウェイトレス。彼女は、六万ドル以上の教育費ローンを返済するため「闘っている」（Chicago Tribune、二〇〇八年一月一四日号、一面から）

二〇〇八年一月一四日、アメリカ財務省は、金融危機を安定させるために、二五〇〇億ドルを金融機関に資本注入する計画を発表した。中西部の大手新聞『シカゴ・トリビューン』紙は、これに関する一面記事の下に、それより

も大きく「大学教育は、投資に見合うか？」という特集記事を掲載した。冒頭に紹介した記事の女性は、大学でマーケティングの学位を得たが、卒業後、仕事が見つからず教育ローン返済に苦勞し、「この学位を得るべきじゃなかったと時々後悔している」と述べている。「学生経済支援を得て大学に行っても、コストに見合わない」というような記事がメディアに溢れている。

アメリカの学生経済支援政策は、多様な財源（連邦政府、州政府、大学、民間財団など）と支援形態（給付、ローン、ワーク・スタディなど）の組み合わせを特徴とする。一九五八年の「国防教育法」以降、連邦政府は、積極的に学生

経済支援にかかわり、五〇年の歴史をもつ。しかしながら、給付金からローン重視への政策転換の一方、学費の高騰、イラク戦争、金融危機などに直面し岐路に立っている。本稿では、アメリカにおける学生経済支援の特徴を整理するとともに、最近の動向について考察していく。

## 一 学生経済支援政策の構造

アメリカにおける（広義の）学生経済支援政策は、（a）狭義の「学生経済支援政策」（奨学金政策）、（b）税・金融政策、（c）授業料・学費政策の三つの系の公共政策の連関によって構成されている。

（a）の狭義の「学生経済支援政策」（奨学金政策）は、主として連邦政府が担い、その割合は、大学生・大学院生が受けている経済支援総額の約六六％に相当する（二〇〇五―六年度・図1）。内容はニード（経済的必要度、家計基準）に基づいて支給される給付助成金（ペル・グラント、FSEOG）とローン（パーキンス・ローン、スタフォード・ローンなど）である。残りの三四％は州政府、大学、民間財団などが行う支援であり、メリット（能力、学力基準）に基づいて支給されるものが多い。雇用政策的な側面

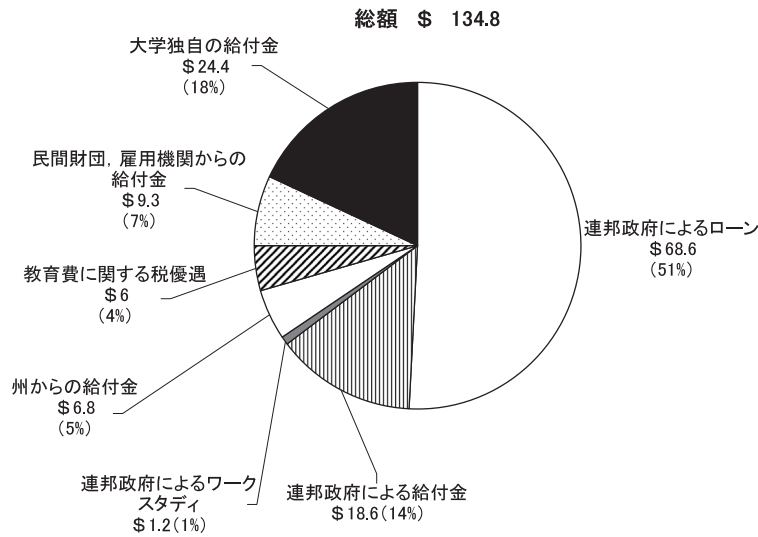


図1 アメリカの学生経済支援（財源別：2005-06年度）単位：10億ドル

\* 軍隊での労働と関係する経済支援はここには含まれていない  
出典：American Council on Education "A Brief Guide to U.S. Higher Education" 2007 Edition, p.20

表1 平均教育費（2006-07年度） 単位：ドル

		授業料・手数料	図書・消耗品	部屋代・食事代	交通費	その他	合計
2年制 公立大学	学内居住	\$ 2,272	\$850	*	*	*	*
	通学生	\$ 2,272	\$850	\$6,299	\$1,197	\$1,676	\$12,294
4年制 公立大学	学内居住	\$ 5,836	\$942	\$6,960	\$ 880	\$1,739	\$16,357
	通学生	\$ 5,836	\$942	\$6,917	\$1,224	\$2,048	\$16,967
	州外	\$15,783	\$942	\$6,960	\$ 880	\$1,739	\$26,304
4年制 私立大学	学内居住	\$22,218	\$935	\$8,149	\$ 722	\$1,277	\$33,301
	通学生	\$22,218	\$935	\$7,211	\$1,091	\$1,636	\$33,085

(1) 通学生の部屋代・食事代は、オフ・キャンパスに在住し保護者とは別居している場合の平均である。

\* サンプル数少

出典：American Council on Education 前掲書p.19

も持ち、日本語の「奨学金」の概念では理解しにくいプログラムが、連邦政府による「ワーク・スタディ」である。これは、学生アルバイトの雇用資金を大学に助成するものである。連邦政府の助成金に対して、大学は二五%以上の資金を拠出し、アルバイト雇用基金を作る。大学の学生支援部がこれを管理し、学生の履修状況や専攻を勘案して学内外の就労を斡旋する。以上のように、給付金、ローン、ワーク・スタディや、大学独自の給付奨学金などを組み合わせた「パッケージ」の形で、学生は経済支援を受ける。

(b)の税・金融政策については、教育資金の貯蓄に対する利子や税の優遇制度など間接的な学生支援策が実施されているが、詳細は後節で述べることにする。連邦政府が実施しているスタッフード・ローンには、民間金融機関が貸与し連邦政府が保証する連邦家族教育ローン(FEL)と、政府が学生に貸与する連邦直接学生ローン(FDSL)とがある。どちらを選ぶかは大学に委ねられている。現在のシェアは連邦保証型が八割、連邦政府による直接貸与型が二割である。教育ローンを民間に委託しているため、その金利の設定、貸付機関・保証機関のコンプライアンスの監督なども、政府や議会が検討する重要な関連施策である。

(c)の授業料・学費政策については、州政府や自治体が

政策主体となっている。州政府は、州の大学に資金を提供することで授業料をコントロールし、間接的に学生への支援を行う。学寮建設費の助成も、住宅費を安価にする学生支援となる。また、一般的に、州外の学生には高い授業料を設定し、州の学生を優遇している。加えて、各州は「529プラン」と称される教育費貯蓄運用制度を設立・管理している。このプランのうち「授業料前納プラン」(prepaid plan)は、州内の大学進学を前提として授業料を先払いするものである。授業料は一般的に値上がりしているため、前納することによって、家庭の経済的負担は軽くなる。

重要なのは、州や大学が設定する授業料はあくまで「定価」(sticker price/published price)だということである。学生はニードやメリットに応じて、連邦政府などの経済支援を受けて、「個別にディスカウント」された「正味の授業料」(net price)を納めている。そうすることによって、大学は学生のニードやメリットに応じた多様な学生経済支援と授業料の徴収を行っている(平均教育費を表1に、「正味の授業料」と学生支援の平均額を図2に示した)。フルタイム学生の七六%、パートタイム学生の五四%が、何らかの経済支援を受けている。いいかえると、「定価の授業料」を支払っているのは、フルタイム学生のうち四分の一である。

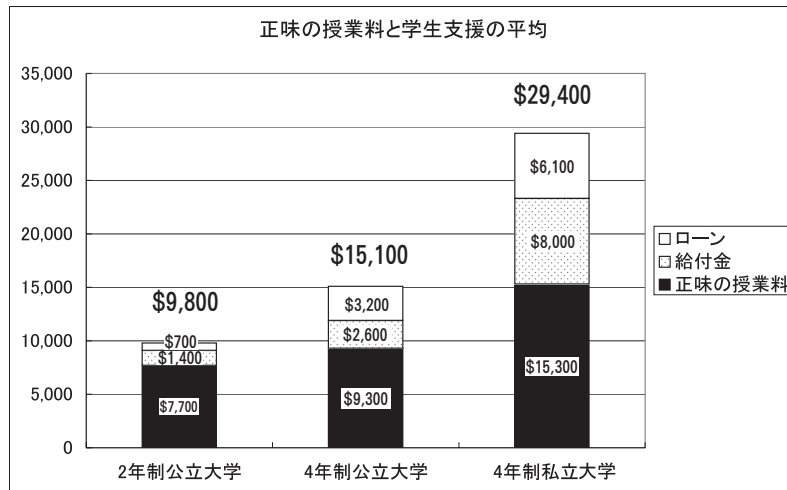


図2 正味の授業料と学生支援の平均 (2003-04年度) 単位：ドル

出典：図1と同じ

## 二 教育減税

アメリカでは四月の確定申告時に、納税者は、さまざまな所得控除、税額控除を申請し、税の還付を受ける。教育費に対する税優遇政策 (tax benefits for education) は、財務省内国歳入庁 (IRS) が監督する租税プログラム (tax expenditure) として実施されている。大別して、①教育費やそのローンに対する所得税減税政策である「税額控除 (タックス・クレジット) (tax credit)」、②「所得控除」(tax deduction) 等と、③教育費の貯蓄や運用口座に対する税優遇政策に整理される。その端緒は、第二期クリントン政権の「一九九七年納税者救済法」である。同政権は、「HOPE 税額控除」(HOPE Credit)、「生涯学習税額控除」(Lifetime Learning Credit)、「教育費ローンの利子分への減税」、「教育貯蓄勘定講座 (Education IRA)」(現在のカバードル教育費運用口座) などの税優遇政策を実施した。これらの教育費に関する税政策、特に、教育費の貯蓄や運用口座に対する税優遇制度は、次のブッシュ政権によってさらに拡大した。

ブッシュ大統領は、二〇〇〇年の選挙中より、所得税率の引き下げ、子どものいる家庭の税額控除引き上げなどを、親や祖父母が教育費運用のための個人口座を開き、投資プランを選び資金形成を行うものである。州政府と契約した金融サービス会社が運用商品・サービスを提供する。現在、すべての州がこの制度を設け、貯蓄型の529プランの資産残高は、二〇〇〇年の三二億ドルから、二〇〇七年の一〇五〇億ドルへと急増した。

セクション529は、その対象となる「教育費」(qualified higher education expenses) を、授業料、手数料、図書、学用品、装置等と定めている。その対象は広く、たとえばコンピュータの購入も含められる。529プラン(貯蓄型)の運用口座から、これらの用途で資金を引き出す時、運用益に税金を課されない。529プランの運用上限は州によって異なるが、多くの州で受取人一人につき拠出と運用益の合計が二〇万ドル程度となっている。529プランは受取人を、甥姪、いとこなどに指定することもできる。受取人が大学に進学しなかった場合、他の家族に譲ることも可能である。贈与税も最高五・五万ドルまで対象外とされる。529プランへの拠出は、贈与済みとみなされるため、相続税の対象からも外される。孫の誕生とともに祖父母が高額の口座を開くケースもあるという。

含む大型減税を提案していた。二〇〇一年に制定された「経済成長及び減税調整法」(EGTRRA2001) は、タイトル四において「教育費運用減税規程」(Affordable Education Provisions) を定めた。この規程のサブタイトルA「教育に関する貯蓄インセンティブ」(Education Saving Incentives) は、内国歳入法典 (Internal Revenue Code) 「セクション529」の教育費への税優遇制度の規制緩和をするものであった。これによって成長しているプログラムが「529プラン」と総称される各州の教育費貯蓄運用口座制度である。

## 三 529プラン

「529プラン」は、連邦税制上の優遇措置が受けられる州の教育費貯蓄運用口座制度である。将来の進学時の授業料を前納する「授業料前納プラン (プリペイド型)」と、個人口座を開いて資金の貯蓄運用を行う「貯蓄型」の二種類がある。授業料前納プランは州政府が行う公金運用政策である。授業料を現在の価格で前払い(拠出)しておく、将来、子どもが州の公立大学に進学した時に、授業料が値上がりしても払い込み済みとみなされる。「貯蓄型」

## 四 新しい施策の有効性

本稿の冒頭に「卒業しても、学位に見合った仕事を得られず、学生経済支援の返済に必死になっている」女性の記事を紹介した。表2に示すように、連邦政府のローンを借りた学生の卒業時の負債額平均は、公立四年制卒で一四四〇〇ドル、私立四年制卒で一七一二五ドルである。大学院卒業となるとこれがさらに数倍に跳ね上がる。ローンの返済に追われることを恐れる人々は、貯蓄型529プランや授業料前納プランなどに目を向け、教育費の高騰に対応しようとして努力している。大学においても、この問題は憂慮されているため、独自の給付奨学金の拡充が行なわれている。メリットに基づく奨学金(スカラシップ)には熱い視線が注がれ、書店には、スカラシップの一覧や獲得のためのノウハウ本がたくさん設置されている。

高騰する教育費の問題やローンを回避する手段の一つとして、軍隊勤務に対する恩典としての経済支援(通称「(新)GIビル」new GI Bill)がある。しかしながら、イラク戦争の長期化にに応じて、教育費支援やローン返済の肩代わりをちらつかせた不正なリクルートに対する被害も報告され、新たな問題となっている。国際政治危機、金融

表2 連邦学生ローンの負債額平均（2003-04年度）

	ローンを借りている学生の割合	負債の中間値
4年制公立大学	57%	14,400 ドル
4年制私立大学	69%	17,125 ドル
2年制公立大学	30%	5,760 ドル

出典：American Council on Education 前掲書p.22

破綻などによって社会経済情勢が逼迫するなか、教育減税や529プランなどの新しいタイプの学生経済支援が、どのように有効性をもち機能していくのか、今後の展開を見守りたい。

参考文献

- ・小林雅之「各国の授業料・奨学金制度改革の動向」『大学と学生』二〇〇七年一月号、九〇～一五頁。
- ・小山竜司「アメリカの高等教育政策と学生支援」『IDE』二〇〇七年七月号、六〇～六六頁。
- ・堤未果『ルポ貧困大国アメリカ』岩波新書、二〇〇八年。
- ・野村亜希子「拡大する米国の高等教育資金積立プラン」『資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所、二〇〇四年冬号（オンライン・ジャーナル）一～七頁。
- ・吉野維一郎「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』六一二号、財務省財務総合政策研究所、二〇〇三年四月、一～二頁。